

## 水戸市工事等の請負契約に係る最低制限価格を設ける入札に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号。以下「財務規則」という。）第118条第1項（財務規則第128条において準用する場合を含む。以下同じ。）に基づき最低制限価格を設ける入札について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「規程」という。）第2条第10号に規定する工事をいう。
- (2) コンサルタント業等 規程第2条第11号に規定する委託業務のうち別表第1第2項に係るものを行う。

### (最低制限価格を設ける工事等)

第3条 財務規則第118条第1項の規定に基づき最低制限価格を設ける工事又はコンサルタント業等（以下「工事等」という。）の請負契約は、次の各号に掲げる工事等の請負契約とする。

- (1) 競争入札による契約予定金額が130万円以上5,000万円未満の工事
- (2) 競争入札による契約予定金額が50万円以上のコンサルタント業等

### (最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（見積り等に基づき予定価格を算定する工事等にあっては、当該見積り等に基づき定める額）にランダム係数（乱数を使用して、0.9950から1.0050の範囲内で無作為に決定する数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額。以下「最低制限価格基礎額」という。）に100分の110を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該額を切り捨てた額）とする。

- (1) 工事 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア 建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。） 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）、現場管理費の額に直接工事費の額の100分の10の額を加えた額に100分の90を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

イ 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費の額に100分の80を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）、現場管理費の額に直接工事費の額の100分の20の額を加えた額に100分の90を乗じて得

た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

ウ ア及びイに掲げる工事以外の工事 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）、現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

(2) コンサルタント業等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア 測量 直接測量費、測量調査費及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

イ 土木関係建設コンサルタント 直接人件費、直接経費及びその他の原価の額に10分の9を乗じて得た額（技術経費を基に算定することが適当であるときは、技術経費の額に10分の6を乗じて得た額）（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額（諸経費を基に算定することが適当であるときは、諸経費の額に10分の6を乗じて得た額）（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

ウ 建築関係建設コンサルタント 直接人件費、特別経費及び技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

エ 補償関係建設コンサルタント 直接人件費、直接経費及びその他原価の額に10分の9を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

オ 地質調査 直接調査費の額及び間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

カ アからオまでに掲げるコンサルタント業等以外のコンサルタント業等 予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で適時定めた割合

2 次の各号のいずれかに該当する場合の最低制限価格は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該額を切り捨てた額）とする。

(1) 見積り等に基づき予定価格を算定する工事の最低制限価格基礎額が次のいずれかに該当する場合 それに定める額

ア 見積り等に基づき定める額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

イ 見積り等に基づき定める額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

(2) 見積り等に基づき予定価格を算定する工事以外の工事の最低制限価格基礎額が次のいずれかに該当する場合 それぞれに定める額

ア 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を合計した額（以下「直接工事費等合計額」という。）に 10 分の 9.2 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額。）を超える場合 当該額に相当する額

イ 直接工事費等合計額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

(3) 見積り等に基づき予定価格を算定するコンサルタント業等の最低制限価格基礎額が、次のいずれかに該当する場合 それぞれ定める額

ア 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント等の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合  
当該額に相当する額

イ 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント等の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

ウ 地質調査の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

エ 地質調査の最低制限価格基礎額が予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

オ 測量の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

カ 測量の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

(4) 見積り等に基づき予定価格を算定するコンサルタント業等以外のコンサルタント業等の最低制限価格基礎額が、次のいずれかに該当する場合 それぞれ定める額

ア 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント等の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

イ 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント等の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該額に 1 円未

満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額) 未満の場合 当該額に相当する額  
ウ 地質調査の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額 (当該額に  
1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額) 以上である場合 当該額に  
相当する額

エ 地質調査の最低制限価格基礎額が予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額 (当該額に 1 円  
未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額) 未満の場合 当該額に相当する  
額

オ 測量の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額 (当該額に 1 円  
未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額) 以上である場合 当該額に相当  
する額

カ 測量の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額 (当該額に 1 円未  
満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額) 未満の場合 当該額に相当する額  
(ランダム係数の決定)

第 4 条の 2 ランダム係数は、あらかじめ決定し、保存しておかなければならぬ。

(入札参加者への周知)

第 5 条 市長は、最低制限価格を設けた工事等に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入  
札」という。)を行うときは、一般競争入札にあっては公告(財務規則第 115 条に規定する  
公告をいう。)する文書に、指名競争入札にあっては指名通知書に最低制限価格を設けた旨  
を明記しなければならない。

(最低制限価格を下回る価格の申込みがあった入札の落札者)

第 6 条 入札執行者は、最低制限価格を設けた入札において当該最低制限価格を下回る価格の  
申込みがあったときは、当該申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価  
格で最低制限価格以上の価格で申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者  
を落札者とするものとする。

2 前項の場合において、入札執行者は、最低制限価格を下回る価格の申込みをした者に対し、  
当該価格が最低制限価格を下回るものであったため落札者としない旨を告げるものとする。  
(報告)

第 7 条 入札執行者は、前条第 1 項の規定により落札者を決定したときは、速やかに契約検査  
課長にその旨を報告しなければならない。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1号及び第4条の規定は、平成28年8月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年10月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条及び第4条の2の規定は、平成28年11月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成30年4月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和元年8月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和2年8月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和5年1月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする

入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。